

## 仮 処 分 調 書

執行に着手した日時	平成 30 年 11 月 26 日	午前 7 時 04 分
執行を終了した日時		午前 10 時 10 分
執行の場所	東京都中央区築地五丁目2番1号 水産物部仲卸業者売場1091区画ないし同1094区画, 仮設卸売場A1棟3階事務室, 倉庫(詳細は別紙物件目録記載のとおり)	
執行の目的物	別紙物件目録記載のとおり	
執行に立ち会った者	債権者指定代理人 立会人 同	榎 本 洋 一 中 野 廣 志 久保谷 貞 治

## 執行の内容

## 1 執行の目的

当庁平成30年(㊄)第3178号仮処分決定に基づく、別紙物件目録記載の土地及び建物に対する仮引渡執行

## 2 執行の内容

- (1) 目的物の同一性、占有状況を調査した。その結果は、別紙占有関係等調査表に記載のとおりである。
- (2) 目的物に存在する目的外動産を除去し、債務者の目的物に対する占有を解いて、目的物を債権者に仮に引き渡した。

(3) 別紙目的外動産目録記載の目的外動産は、債務者等が不在のため引き渡すことができず、執行官保管とし、別紙遺留物件保管受託書のとおり保管を託した。

(4) イ 保管した上記目的外動産につき、債務者に対し、12月25日まで引き取ること、同日までに引き取らないときは、売却することを本調書謄本を送付する方法により告知した。

ロ 上記売却期日を12月26日午前11時00分と指定し、債権者に対し口頭により、債務者に対し本調書謄本を送付する方法により告知した。

売却場所 東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号 東京都中央卸売市場 世田谷市場

## 3 特記事項

- (1) 本件は、平成30年(執ハ)第454号仮引渡仮処分執行事件と同時に執行した。
- (2) 執行の場所は債務者等が不在であったので、立会人を立ち会わせて立ち入り執行した。
- (3) 本件は、東京地方裁判所執行官天野雅裕及び同御供英一郎の援助を受けて執行した。
- (4) 本件は、警視庁築地警察署の警察官の警察上の援助を受けて執行した。
- (5) 別紙目的外動産目録記載番号54～56の動産は、売却に適さないので売却しないこととし、債務者等が引き取らないときは廃棄するよう債権者指定代理人に指示した。